

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限延長等を求める意見書

新潟水俣病は熊本の水俣病に続く第二の水俣病として、昭和 40 年 6 月 12 日に正式発表され、平成 24 年 6 月で 47 年目を迎える。

世界最大の公害病である水俣病の被害者は、新潟で 3 千名、熊本・鹿児島で 6 万名を超える数となり、約半世紀を過ぎた現在でも名乗り出る被害者は後を絶たない。

平成 22 年 5 月から開始された水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法に基づく救済措置の申請受付は、新潟では平成 24 年 4 月末で 1,395 名に上っている。

このような中において、平成 24 年 2 月に環境省は当該救済措置の申請を平成 24 年 7 月 31 日までとすると発表したが、この発表以前に月 30 名前後であった申請者数が発表後は 3 月に 84 名、4 月に 69 名と、2 倍以上に増加し、今後の申請者数はさらに増えるものと考えられる。

新潟水俣病阿賀野患者会の調査によれば、このような申請者の多くに、社会的差別に対する恐れや水俣病そのものに対する無知・無理解があり、同会が度重なり行った住民健診や新潟県の啓発活動により、ようやく申請に至ったものと考えられる。

当該特別措置法は「地域における紛争を終結させ、水俣病問題の最終解決」を図るため、「救済を受けるべき人々があたら限りすべて救済されること」を救済の原則としているが、申請受付の締め切りは、当該原則に反するものである。

よって、国においては、全ての水俣病被害者の救済と、水俣病問題の解決をするため下記事項を実現されるよう強く求める。

記

- 1 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の申請期限を延長するとともに、恒久的な救済システムを確立すること
- 2 すべての水俣病被害者を救済するために、阿賀野川流域の住民健康調査の実施及び民間の医療機関が行う住民健診に協力し、潜在被害者の発掘に努めること

また、住民健康調査の手法・手段等については、関係者推薦の疫学・社会学・法学等関係者による調査会を環境大臣直属の機関として設け、健康調査

を実施すること

- 3 なぜ第二の水俣病の発生を防止できなかったのか、行政の立場からしっかり検証すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 6 月 29 日

新潟県佐渡市議会議長 祝 優 雄